

■令和7年度上半期 隨意契約の締結状況

No.	担当部署名		契約件名	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約締結日	履行期間 (納人期限)		適用条項 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項)	随意契約理由
							開始日	終了日		
1	上下水道局	水道施設課	水道管管理情報システムデータ更新業務	株式会社管総研	¥7,865,000	令和7年4月1日	令和7年4月1日	令和8年3月31日	第2号	水道管管理情報システムは、(株)管総研が開発を行っているシステムであり、当該事業者でなければデータの効率的な更新ができないことから、性質・目的が競争入札に適しないため随意契約を行うもの。
2	上下水道局	水道施設課	水道管管理情報システム保守業務	株式会社管総研	¥4,871,900	令和7年4月1日	令和7年4月1日	令和8年3月31日	第2号	水道管管理情報システムは、(株)管総研が開発を行っているシステムであり、当該事業者でなければ不具合が発生した際に迅速な対応ができないことから、性質・目的が競争入札に適しないため随意契約を行うもの。
3	上下水道局	水道施設課	配管工派遣業務	大東市指定管工事業協同組合	単価契約	令和7年4月1日	令和7年4月1日	令和8年3月31日	第2号	配管工派遣業務は、本市における凍結などの災害時の応援や待機業務を補完する業務であり、市内の配管状況を熟知している大東市指定管工事業協同組合でなければ、人員等の派遣要請に即応、的確な施工ができないことから、性質・目的が競争入札に適しないため随意契約を行うもの。
4	上下水道局	水道施設課	鉛管布設替工事業務	大東市指定管工事業協同組合	単価契約	令和7年4月1日	令和7年4月1日	令和8年3月31日	第2号	鉛管布設替工事業務は、本局からの鉛管布設替工事指示書に基いて施工する工事であり、市内の配管状況を熟知している大東市指定管工事業協同組合でなければ、適切な工事の施工に支障がある可能性があることから、性質・目的が競争入札に適しないため随意契約を行うもの。
5	上下水道局	水道施設課	計装機器保守点検業務	吉田機電株式会社 大阪支店	¥25,190,000	令和7年4月1日	令和7年4月1日	令和8年3月31日	第6号	計装機器保守点検業務は、これまでのノウハウやデータ等の蓄積、保守点検業務の習熟、その他の本市特有の水運用知識、対応能力などを有する吉田機電株式会社大阪支店でなければ、災害時等の緊急時対応の品質や安全性を確保出来ないため、随意契約を行うもの。
6	上下水道局	水道施設課	水道水質検査	大阪府知事 吉村洋文	¥1,026,000	令和7年4月1日	令和7年4月1日	令和8年3月31日	第2号	本局が策定する水質検査計画において、実施する水質検査項目のうち実施計画表の検査項目については、測定精度が良好で、検査結果の実施体制に疑義が無いと環境省より評価されている機関に委託することが望ましいとしているため、すべての条件を満たす公共機関である大阪府と随意契約を行うもの。
7	上下水道局	水道施設課	市町村水道水質共同検査	大阪広域水道企業団事業管理部水質管理センター 所長 小田原 光宏	¥3,164,480	令和7年4月1日	令和7年4月1日	令和8年3月31日	第2号	本局が策定する水質検査計画において、実施する水質検査項目のうち実施計画表の検査項目については、測定精度が良好で、検査結果の実施体制に疑義が無いと環境省より評価されている機関に委託することが望ましいとしているため、すべての条件を満たす公共機関である大阪府広域水道企業団と随意契約を行うもの。
8	上下水道局	水道施設課	水道工事設計積算業務委託	株式会社管総研	単価契約	令和7年5月26日	令和7年5月26日	令和8年3月31日	第2号	本業務に用いる設計積算CADシステムは株式会社管総研が開発・販売を行っているシステムであり、当該事業者でなければ設計積算業務を実施することができない。性質・目的が競争入札に適しないため随意契約を行うもの。
9	上下水道局	水道施設課	水道管管理情報システム機器更新	株式会社管総研	¥29,150,000	令和7年8月1日	令和7年8月1日	令和8年3月31日	第6号	水道管管理情報システムは、(株)管総研が開発を行っているシステムであり、当該事業者でなければシステム全般を新規導入、大規模なデータ移行作業が必要となり、高額な費用が必要となることから、履行期間の短縮、契約の節減が確保できるため随意契約を行うもの。